

建設水道

今回の委員会活動は、6月定例会の委員会審議についてご報告をいたします。

委員会の審議案件は2件でした。はじめに第29号議案「市道の路線認定及び廃止について」を審議しました。この案件は、現地調査後、審議に入りました。実質一本として接続する市道の複数の路線番号の統合や重複する路線番号の整理についての質問がありました。答弁としては路線の認定は、路線認定基準



文教常任委員会



福祉生活常任委員会



建設水道常任委員会

もあり検討しますとのことでした。さらに1-509号線の再認定の可能性の質疑があり、松伏町が道路認定をしないとの答弁で当面は認定をしないとの答弁でした。

また道路幅員の質疑があり、現況の橋や道路の幅員で認定をすとの答弁でした。最後に、賃貸借契約についての質問があり、東埼玉テクノポリス、吉川市、松伏町の三者契約で無償との答弁でしたが、委員会として「市におかれましては法令を遵守し、行政事務に遺漏なきよう一層努められますよう要望いた

します」との*付帯決議を賛成全員で付けました。

採択の結果は賛成全員でした。つぎに第31号議案「一般会計

補正予算(第1号)」では、周辺地区基本計画の見直しの変更内容はその質疑があり、事業費の削減を主眼に現況河川の拡幅整備、調整池の北側移動、バイパス吉川線の中止、新駅中心の環状道路配置、街区道路配置の見直し等で総事業費は13億円減の132億円で市の持ち出し分は約30億円の縮減となすとの答弁でした。また、吉川市の道路渋滞が危

惧され近隣周辺を含め検討する必要があるとの質問では、当市に影響の無いよう協議をするとの答えでした。

さらに基盤整備の事業費等の質疑があり、概算金額が明らかになる時に具体的に詰め、新駅開設は平成23年度を目標に進め跡地は鉄道運輸機構が整備しエンドユーザーに売却との答弁で賛成全員で可決しました。

*付帯決議とは：
議決にあたって付随的につけられる意見または要望のことです。

常任委員会の名称・定数・所管事項 (任期2年)

委員会名	定数	所管事項
総務常任委員会	8人	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計の歳入に関する事項 政策室、総務部、会計課、議会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会に関する事項 他の常任委員会に属さない事項
文教常任委員会	6人	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会に関する事項
福祉生活常任委員会	6人	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉部、市民生活部、農業委員会に関する事項
建設水道常任委員会	6人	<ul style="list-style-type: none"> 都市建設部、工事検査課、水道課に関する事項